

橋本市重層的支援体制 整備事業実施計画

令和6年（2024年）3月策定

橋本市

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、価値観やライフスタイルの多様化により地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、地域、家庭、職場等における人と人とのつながり・絆が弱まることで、お互いの顔が見えにくい状況となっており、当事者が相談しやすい仕組みづくりや適切な支援への結びつけが必要となっています。

また、8050問題（高齢の親がひきこもりの中高年層の子と同居）やダブルケア（介護と子育ての問題を同時に抱える世帯）等の複合的な課題や、既存の支援制度では対応の難しい制度の狭間の問題が増加しており、これらに対応するためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、課題を抱える人等に関わる支援機関や地域住民等の地域資源との連携が必要不可欠です。

このような中、国では制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制づくりに努めるよう平成29年に社会福祉法（昭和26年法律第45号、以下「法」という。）が改正され、この包括的な支援体制の整備を構築するための事業として令和2年の社会福祉法改正により重層的支援体制整備事業が創設されました。

これを受け、橋本市では重層的な支援体制の整備を重点施策とした第3次橋本市地域福祉計画を令和4年3月に策定しました。

本市では、既存の取組を活用しながら、住民からの相談を包括的に受け止め、つながり続けることで「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する体制の整備を進めます。

2 計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。

本実施計画は、第3次橋本市地域福祉計画で重点施策として掲げる重層的支援体制整備事業の具体的な事業実施内容を定めたものです。

3 計画の期間

本実施計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

また、社会情勢や制度改正など地域の状況が大きく変化した場合やその他見直しの必要が生じた場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

第2章 実施計画の方針及び体系

1 基本方針

複雑・複合化している地域生活課題の解決に向けて、支援を必要とする人を早期に発見し、取りこぼすことなく支援するために、行政だけでなく、住民や地域のあらゆる主体が相互に連携することによる重層的な支援に取り組み、橋本のふだんの暮らしが豊かさを増し、誰もが幸せを感じることができる地域共生社会、「橋本のくらしの幸せ」の実現を目指します。

2 体系

重層的支援体制整備事業の内容については、以下のとおりです。

「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの柱を一体的に実施します。

社会福祉法		機能	分野	事業名	
重層的支援体制整備事業 第106条の4第2項	第1号	イ	包括的相談支援	介護	地域包括支援センター事業
		ロ		障がい	障害者相談支援事業
		ハ		子ども	利用者支援事業
		ニ		困窮	自立相談支援事業
	第2号		参加支援	全	参加支援事業
	第3号	イ	地域づくりに向けた支援	介護	地域介護予防活動支援事業
				介護	生活支援体制整備事業
				障がい	地域活動支援センター事業
				子ども	地域子育て支援拠点事業
				困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
	第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	全	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	第5号		多機関協働	全	多機関協働事業
	第6号		支援プランの作成（※多機関協働と一体的に実施）		

第3章 支援の内容と実施体制

重層的支援体制整備事業の支援内容と実施体制

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野の既存の相談支援機関が包括的に相談を受け止めます。相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、受け止めた相談支援機関は相談者に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行い、複雑・複合化した事案など単独の相談支援機関では解決が困難である場合は、各相談支援機関と連携し対応するほか、必要に応じて適切な関係機関に繋がります。初期に対応した職員などが繋ぎ役となり、判断することのない相談支援を行います。

相談体制は、既存の各分野の窓口を活用します。各分野の相談だけではなく、悩みを抱えている本人やその家族などを含めた属性や世代、相談内容に関わらない包括的な相談対応を行い、相談支援機関間で連携を図る体制とします。

また、相談先がわからない場合や属性を問わない相談窓口については、橋本市社会福祉協議会において新たに相談窓口を設置します。

各相談支援機関（窓口）

①地域包括支援センター事業

事業主体	橋本市いきいき健康課
所在	橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター
対象者	高齢者やその家族等
事業内容	家族介護や高齢者自身の生活、介護など困りごとや悩みの相談に応じるとともに、介護予防や地域の総合相談及び支援の窓口。
実施方法	直営

②障害者相談支援事業

事業主体	橋本市福祉課
所在	橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター 橋本・伊都地域基幹相談支援センター、橋本・伊都障がい者相談支援センター
対象者	障がい者やその家族等
事業内容	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の必要な支援を行うとともに虐待の防止及び早期発見のために、関係機関との連絡調整を行います。
実施方法	委託

③利用者支援事業

事業主体	橋本市子育て世代包括支援センター
所在	橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター
対象者	妊産婦及び子育て家庭の保護者とその子ども等
事業内容	妊産婦及び子育て家庭の保護者とその子ども等に関するあらゆる相談を受け、関係機関と必要な情報を共有し、切れ目なく支援を行います。
実施方法	直営

④生活困窮者自立相談支援事業

事業主体	橋本市福祉課
所在	橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター
対象者	市内の生活困窮者及びその家族
事業内容	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行います。
実施方法	直営

(2) 地域づくり事業

各分野の相談者だけでなく、すべての地域住民が孤立しないように世代や属性に捉われない地域での交流の場所や居場所づくりなどに向けた支援を行います。

地域づくりは「つながる場を生み出し参加を支援」、「生活課題を抱えている人の気づきの場」などの役割が期待されます。

①地域介護予防活動支援事業

事業主体	橋本市いきいき健康課
所在	橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター
対象者	高齢者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ふれあいサロン事業 高齢者等が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するため、住民が自主的に実施する活動（健康づくり活動、認知症予防、会食等）の支援を行います。
実施方法	直営

②生活支援体制整備事業

事業主体	橋本市いきいき健康課
所在	橋本市社会福祉協議会 橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター2階
対象者	高齢者を中心とした地域住民
事業内容	地域の住民や各種団体等の関係者など様々な人々が連携しながら生活支援コーディネーターを中心に協議を重ね、地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりを進めます。
実施方法	委託

③地域活動支援センター事業

事業主体	橋本市福祉課
対象者	障がい者及びその家族
事業内容	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う。
実施方法	地域活動支援センターは、現在市内で実施している機関等はありませんが、要望がある場合に速やかに対応できるように、他市町村のセンターの活用を含め体制整備に努めています。

④地域子育て支援拠点事業

事業主体	橋本市こども課
所在	特定非営利活動法人橋本おやこNPO (こののほっとルーム) 社会福祉法人白鳩会 (ポトフのおなべ) 社会福祉法人子どもの家福祉会 (キオラクラブ) (カナカナクラブ) 社会福祉法人顕陽会 (さくらんぼルーム) (ひまわりルーム) 社会福祉法人寿翔永会 (ハッピールーム) 社会福祉法人 香久の実福祉会 (たまごくらぶ)
対象者	子育て家庭の保護者とその子ども
事業内容	子育て家庭の保護者とその子どもが相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他を行い、子育て中の親の孤独感や不安感等の緩和、子どもの健やかな育ちを支援します。
実施方法	委託

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

事業主体	橋本市福祉課
所在	橋本市社会福祉協議会 橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター2階
対象者	市民
事業内容	市民が持つ多様なニーズや生活課題の把握、市民による地域活動の支援や情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりなどを通じて、共助の取り組みを活性化させ、地域福祉の推進を図ります。
実施方法	委託

(3) 参加支援事業

既存の制度では対応できないニーズを有している人に対し、その人が抱える生活課題を整理し、地域における社会資源等を活用し、社会との繋がりを回復することを目的とします。

既存の社会資源との調整、新たな社会資源の開拓を行い、多様な支援ができるようにします。

事業主体	橋本市関係課等
所在	橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター 他
対象者	既存の制度では対応できない社会参加が必要な人等
事業内容	社会参加が必要な人等のニーズを踏まえ、通所事業所や就労支援施設などの地域の社会資源と連携し、社会との繋がりに向けた支援を行うとともに、繋がりが定着できるように支援を行う。 また、地域での社会参加に協力してもらえる新たな社会資源等（社会福祉法人、NPO法人、企業等）を開拓し、多様なニーズに応えられる環境を整備します。
実施方法	直営

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にひきこもり状態であるなど複雑化・複合化した生活課題を抱えているが、支援が届いていない人に支援を届けます。

地域住民や民生委員児童委員、関係機関と連携し支援が必要な人を把握し、丁寧な情報収集や自宅への訪問等によって信頼関係の構築に向けた支援を行います。信頼関係構築後は、相談内容から生活課題を整理し、本人とともに必要な支援や今後の方向性について検討していきます。

事業主体	橋本市関係課等
所在	橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター 他
対象者	支援が必要であるが届いていない人及び世帯等
事業内容	<p>関係支援機関や地域住民、民生委員児童委員等と連携し、ひきこもりなどの支援が届いていない人や世帯等の把握や情報収集を行います。</p> <p>情報提供を受けた関係課等の職員が、対象者との信頼関係を構築するために、自宅への訪問などを継続的に行います。</p> <p>また複雑・複合化した生活課題を抱えている場合の窓口として属性の問わない相談窓口を橋本市社会福祉協議会に設置することにより対応します。</p> <p>本人の同意を得る前の準備や調整のため、必要に応じて支援会議を開催します。</p> <p>信頼関係を構築し、面談できた後、相談内容から生活課題を整理し、本人とともに必要な支援や今後の方向性について検討し、複雑・複合化した生活課題を抱えている場合、対象者の同意が得られた後、多機関協働事業に繋がります。</p> <p>支援が途切れない伴走的な支援を実施します。</p>
実施方法	直営

(5) 多機関協働事業

多機関協働事業の事業主体は、生活課題を抱える人や世帯を取り巻く支援関係者全体の役割や支援の方向性などを調整する役割を担います。

複雑・複合化した事案で、各支援機関等だけでは困難なケースについては、「重層的支援会議」や「支援会議」を開催し、情報収集や生活課題等を整理し、支援プランの作成、支援評価、再プランの作成などの支援を行います。

事業主体	橋本市家庭教育支援室
所在	橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター
対象者	複雑・複合化した生活課題を抱える人や世帯等
事業内容	<p>複雑・複合化した生活課題を抱える人や世帯等に対応する市の包括的な相談支援を行う中核的な役割を担います。</p> <p>各相談支援機関に多機関協働機能を担う連携担当職員として、相談支援包括化推進員（以下「推進員。」）を配置します。</p> <p>相談を受けた職員や推進員は相談内容を整理し、複雑・複合化した事案などの場合、多機関協働事業の事業主体に相談し、事業主体は相談を受け付けます。</p>

	<p>相談を受けた事業主体は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の情報収集や生活課題等を整理 ・支援プランの作成 ・重層的支援会議（同意を得られた場合）や支援会議（同意が得られない場合など）の開催 ・モニタリング ・支援プランの評価（場合により再プランの作成） <p>を通して支援を行っていきます。</p> <p>相談を受けた職員又は主となる推進員が対象者に継続的に対応し、伴走的支援を行います。</p>
実施方法	直営

○相談支援包括化推進員の配置

健康福祉部の関係課室に相談支援包括化推進員（以下「推進員。」）を配置します。

推進員は、窓口で相談を受けた職員への助言や他分野との調整が必要な場合の連絡調整を行います。複雑・複合化した事案では窓口で相談を受けた職員と共に情報収集を行い、重層的支援会議や支援会議に参加します。

また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業にも協力し、悩みを抱える人たちへの途切れない、つながり続ける支援を担います。

第4章 各種会議

各種会議

重層的支援体制整備事業を効果的・円滑に実施するために以下の会議を開催します。

①重層的支援会議

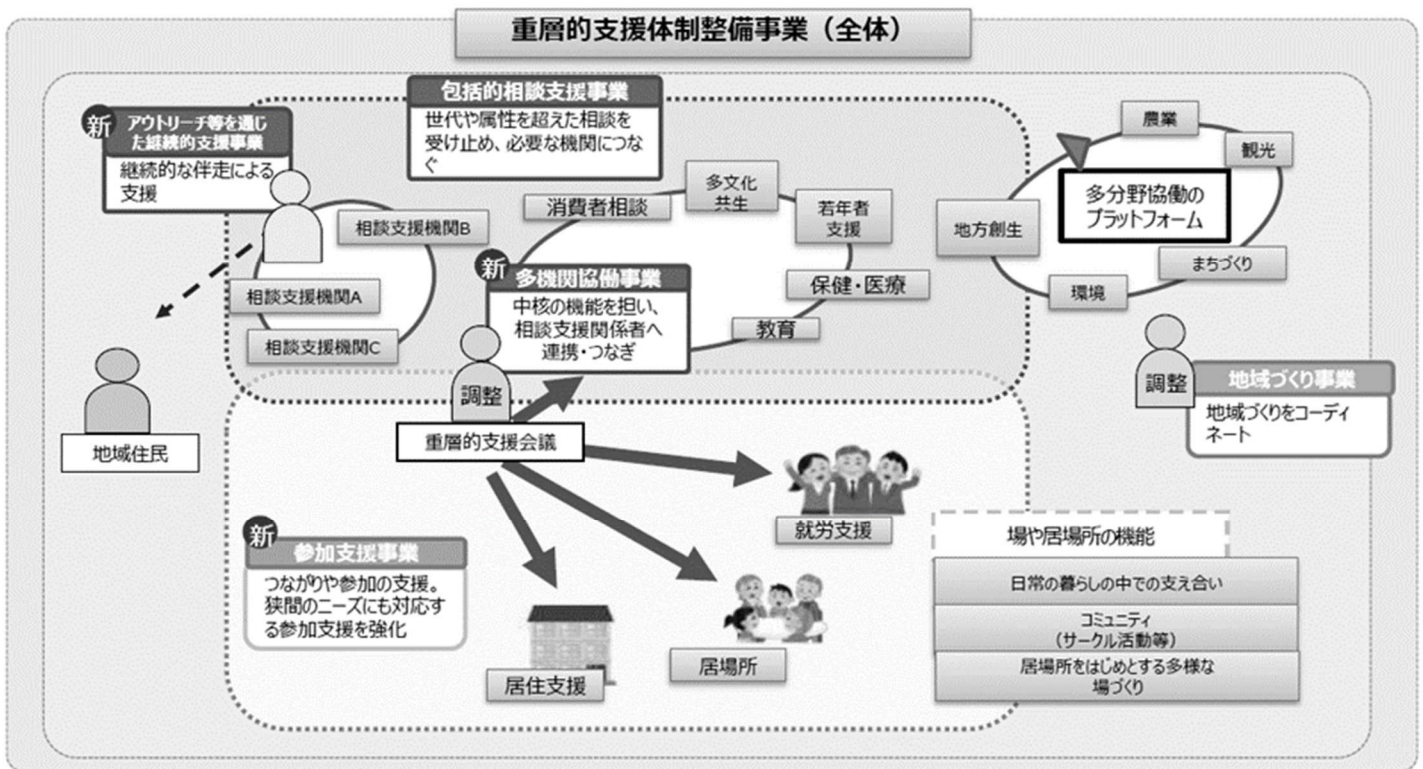
目的	支援対象者から同意を得られたケースについて、構成員が、推進員や多機関協働の事業主体が収集した情報や関係機関が把握している情報などを共有し、生活課題の整理、本人の意向、作成された支援プランの確認などを行い、協議し、関係機関の役割分担や連携方法などを調整、包括的な支援が行えるように会議を開催します。
構成員	相談支援包括化推進員、関係各課、関係事業実施者、地域住民等からケースにより選定。 会長を家庭教育支援室長とします。
開催方法	会長が、ケースの状況等に応じた構成員を選定し、参加を依頼して開催します。
開催時期	必要に応じて随時開催 プラン作成・変更時や包括的な支援の終結時など

②支援会議（社会福祉法 106 条の 6）

目的	支援対象者から同意を得ることができないケースについて、守秘義務を課した上で、構成員に推進員や多機関協働の事業主体が収集した情報、関係機関が把握している情報などを共有し、支援が行えるように会議を開催します。緊急性のあるケースや早期に支援体制の検討を進める必要があるケースを想定しています。
構成員	相談支援包括化推進員、関係各課、関係事業実施者からケースにより選定。 会長を家庭教育支援室長とします。
開催方法	会長が、ケースの状況等に応じた構成員を選定し、参加を依頼して開催します。
開催時期	必要に応じて随時開催

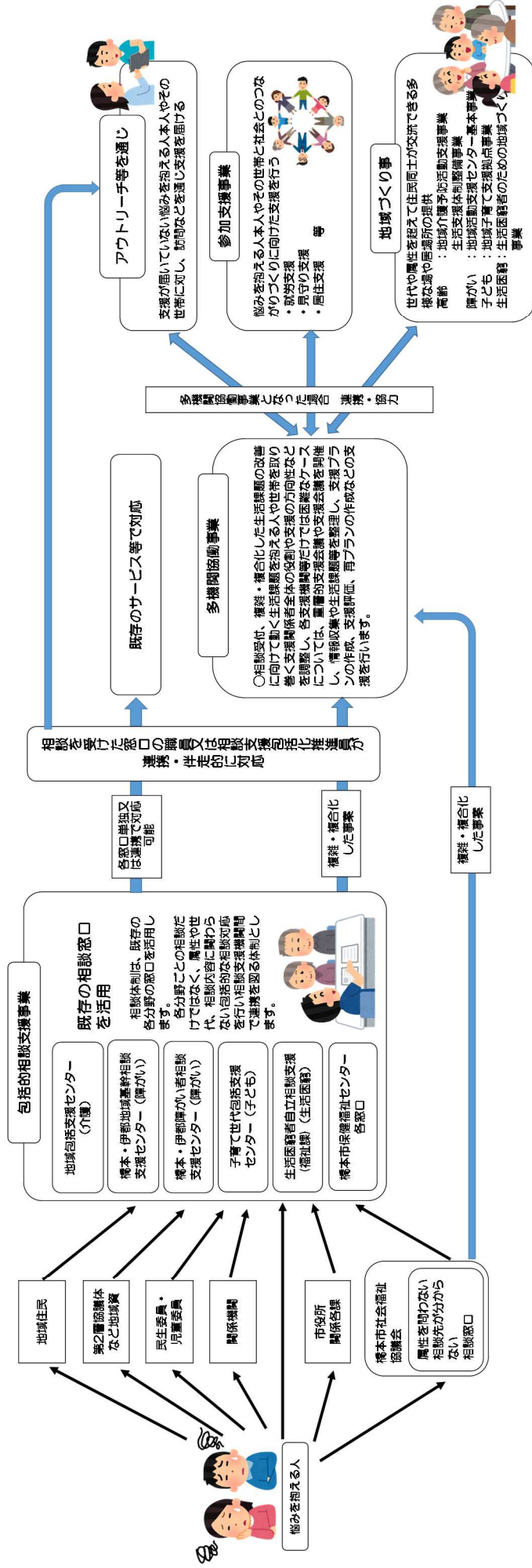
③庁内関係機関連絡会議

目的	健康福祉部及び必要に応じてその他の関係各課や橋本市社会福祉協議会を構成員として、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報共有や意見交換、体制の構築・見直し、重層的支援体制整備事業実施計画の策定等を行います。 また、地域の社会資源などの新たな情報の共有を行います。
構成員	健康福祉部（福祉課、保険年金課、介護保険課、いきいき健康課、子育て世代包括支援センター、こども課、家庭教育支援室） 必要に応じてその他の関係各課や橋本市社会福祉協議会
開催時期	年に2回程度



資料：厚生労働省

橋本市重層的支援体制整備の支援フロー図



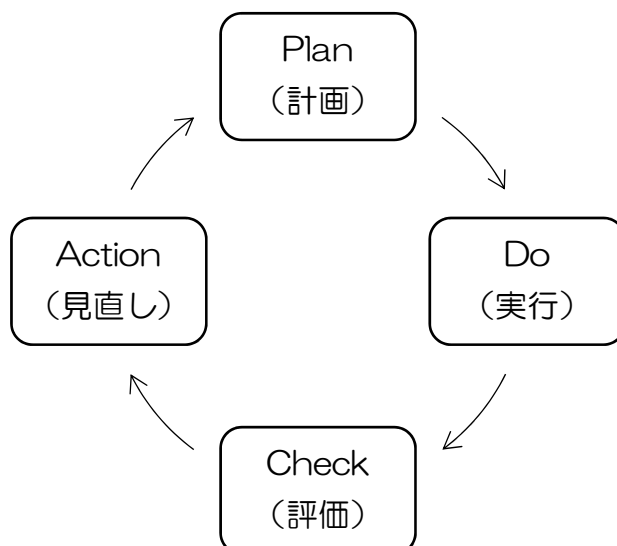
第5章 計画の評価

評価

本計画に基づく事業実施について、PDCA サイクルにより事業の評価を行います。

評価においては、地域福祉計画の作成に協力いただいている橋本のくらしの幸せをつくる委員会において進捗状況や方向性を確認し、意見をいただきます。

橋本のくらしの幸せをつくる委員会の意見をもとに、庁内関係機関連絡会義で、事業の実施体制など本計画の見直しに取り組みます。



橋本市重層的支援体制整備事業実施計画

作成：橋本市健康福祉部福祉課

作成年月：令和6年3月

橋本市 健康福祉部 福祉課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

電話 (0736) 33-1111 (代) FAX (0736) 32-2515